◆◇◆◇——— 2024年5月8日発行 JPCSA通信Vol.68 ————————◇◆◇◆

【JPCSAからのお知らせ】

- ◆ファームステイ補償制度(2024年度)受付開始
- ◆「東北農泊の地域の取組事例集」公開

【農林水産省からのお知らせ】

◆「農泊インバウンド受入促進重点地域」の2次公募について

【国土交通省からのお知らせ】

◆「道路交通法の許可又は登録を有しない運送に関するガイドライン」について

================

会員各位

一般社団法人日本ファームステイ協会です。

いつも当協会の活動にご理解頂き、誠にありがとうございます。

今回も、農泊に関する最新情報をご案内致します。

【JPCSA最新情報】

♦

ファームステイ補償制度(2024年度)受付開始

♦

当協会では、農泊施設の宿泊者に安心して農泊を楽しんで頂くための補償制度である「ファームステイ補償制度(ファームステイ補償保険およびファームステイインストラクター保険)」をご案内しております。

「ファームステイ補償保険」では、農泊施設の家具が倒れて宿泊者がケガをしたり提供した食事によって食中毒が発生した際などの賠償リスクを補償します。

さらに、「ファームステイ補償保険」ご加入の方向けに、農業体験時の指導者の指導ミス等による賠償リスクに備える「ファームステイインストラクター保険」をご用意しています。

いずれの保険も同協会の会員であることが条件になります。

詳細については、下記の(一社)日本ファームステイ協会の専用ページにてご案内しています。 https://ipcsa.org/hokenhanbai/

♦

「東北農泊の地域の取組事例集」公開

♦

東北地方の農泊地域も各地の農泊地域同様、農泊の成長に向けた再始動が期待される段階にありますが、そのような状況の中、人材の不足や活動資金の捻出に悩みながらも、多様なアイデアや工夫を凝らしながら地道に活動を続けている地域の事例集が公開されました。多くの農泊地域で課題として挙がる「ヒト」「モノ(コンテンツ)」「資金」「情報」という4つの切り口に分類して各農泊地域の取組事例を掲載しています。

以下のURLよりご覧ください

https://www.znk.or.jp/news/page 261.html

【農林水産省からのお知らせ】

♦

「農泊インバウンド受入促進重点地域」の2次公募について

♦

農林水産省では農泊地域へのインバウンドの更なる受入促進に向け、公募により「農泊インバウンド受入促進重点地域」を選定し、集中的な海外向けのプロモーションと、ソフト・ハード両面での利便性向上に向けた受入環境整備を図っております。

令和6年1月から2月にかけて「農泊インバウンド受入促進重点地域」の公募をし、2月29日に28地域が選定されましたが、4月26日(金)より2次公募が開始されております。概要は以下の通りです

・公募期間 令和6年4月26日(金)から

令和6年5月17日(金)まで

•申請書提出締切:

令和6年5月17日(金)17時まで

(郵送の場合は同日必着)

詳しくは以下のURLをご確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku top.html#inbound

<ポイント>

【選定の対象】

- ・既に「農泊推進事業」に取り組んでおり、基礎的な体制を確立している地域協議会・インバウンド受入拡大に向けた意欲・実施体制が整っていること
- ・公募に際して提出した取組計画に基づき、計画的にインバウンドの受入拡大に向けて取り組むこと 等

【選定地域に対する支援(選定のメリット)】

- ・農山漁村振興交付金(農泊推進型(広域ネットワーク推進事業(全国事業)))を活用した海外向けの情報発信や展示会・商談会、モニターツアー等のプロモーションを選定地域に集中して実施し、海外に向けた販路拡大や情報発信を支援します。
- ・JNTO(日本政府観光局)と連携し、海外に向けて情報を発信します。
- ・観光庁「地域観光新発見事業」の審査において勘案されます(6月に2次公募予定)

【国土交通省からのお知らせ】

♦

「道路交通法の許可又は登録を有しない運送に関するガイドライン」について

♦

このたび国土交通省より道路交通法に関する新たなガイドラインが通達されました。

農泊地域に係ると思われる箇所を抜粋し、以下の通りご紹介します。

なお詳細については以下URLをご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001322024.pdf

- 1 無償運送
 - 無償運送は道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
- 2 宿泊施設&介護施設の利用に付随する送迎 宿泊施設の利用者を対象とする運送において、送迎に対する反対給付がない場合に許可等は必要ありません。
- 3 ツアー&ガイドに付随する送迎 ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、運送に対する反対給付がなければ、許可等は必要ありません。
- 4 運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の扱い 有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービスについて、運送サービスの利用 の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、当該差額が運送サービスに要する実費の範囲 内であれば、許可等は必要ありません。

いかがでしたでしょうか?

最後までお読みいただきありがとうございました。ご購読いただいた皆様の事業展開のきっかけとなる様な情報 発信を行って参りますので、今後もご愛読のほど宜しくお願い申し上げます。

会員様が実施されます農泊関連イベントや研修について、本メールマガジン上で告知を承ります。掲載のご希望がございましたら、配信希望月の1カ月前までに下記のメールアドレスへご連絡をお願い致します。担当者よりご連絡をさせていただきます。

===========

発行:

一般社団法人日本ファームステイ協会事務局 〒101-0021

東京都千代田区外神田2-17-2

(TEL: 03-3526-2493 / FAX: 03-3526-2494)

本会WEBサイトはこちら

問い合わせ先E-mailは<u>こちら</u>

===========